

件名	松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	保険課
関係課	
改正対象	松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年松前町条例第12号）
根拠法令等	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）
改正理由	<p>1 管理者要件の緩和（改正省令第1条）</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号。以下「30年省令」という。）において、平成30年4月1日以降、指定居宅介護支援事業所の管理者は、<u>主任介護支援専門員</u>であることが基準とされたが、改正省令により令和3年4月1日以降、急な退職等不測の事態が発生し、やむを得ない理由がある場合については、管理者を<u>介護支援専門員</u>とする取扱いが可能となったため。</p> <p>2 管理者に係る経過措置期間の延長（改正省令第2条）</p> <p>30年省令に基づき、指定居宅介護支援事業所の管理者の要件を主任介護支援専門員であることとし、経過措置により令和3年3月31日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができるとしていた。</p> <p>しかし、指定居宅介護支援事業所での人材確保が困難である状況を踏まえ、<u>令和3年3月31日時点で介護支援専門員が管理者である指定居宅介護支援事業所については、当該管理者が同日以降も管理者である場合に限り、経過措置期間を令和9年3月31日まで延長する</u>改正が基準省令において行われ、同じ扱いとするため。</p>
改正の主な内容	<p>①第6条第2項ただし書を加える。</p> <p>②附則第3項を加える。</p>
施行日	令和3年4月1日
【その他参考事項】	